

第5期愛知県障害福祉計画（案）について

1 計画策定の趣旨

- 都道府県及び市町村は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のため、障害福祉計画を策定することとされているが、現行の「第4期愛知県障害福祉計画」（27年3月策定、計画期間：27～29年度）が今年度末で計画期間満了となるため、新たに第5期計画（30年3月策定予定、計画期間：30～32年度）を策定する。
- 合わせて、昨年6月の児童福祉法の一部改正により、新たに都道府県及び市町村に策定が義務付けられた障害児福祉計画を、本県では障害福祉計画と一体的に策定する。

2 計画検討体制

障害者総合支援法に基づき、障害福祉計画を定めるときは、あらかじめ障害当事者、障害者団体及び学識経験者等を構成員とする「障害者施策審議会」及び「障害者自立支援協議会」の意見を聴かなければならない（又は努める）こととされている。

<策定スケジュール>

29年	7月11日	第1回愛知県社会福祉審議会
	7月20日	第1回障害者自立支援協議会（骨子案の意見聴取）
	7月27日	第1回障害者施策審議会（骨子案の意見聴取・とりまとめ）
	12月14日	第2回障害者施策審議会（素案の意見聴取・とりまとめ）
30年	1月23日	第2回愛知県社会福祉審議会
	1月中旬～2月中旬	パブリックコメント
	3月上旬	第2回障害者自立支援協議会（最終案の意見聴取）
	3月中旬	第3回障害者施策審議会（最終案の意見聴取・とりまとめ）
	3月下旬	計画策定・公表

3 計画策定の考え方

- 国の定める「基本指針」に即して、成果目標を設定するとともに、目標達成に向けた取組を記載する。
- 成果目標のうち、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に関する目標については、今年度新たに実施した「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」の結果を踏まえ、入所者の意向を尊重した上で、本県の実情に応じて設定する。
- 障害福祉サービス等の見込量については、各市町村の障害福祉計画におけるサービス見込量の積み上げを基本に設定する。また、発達障害のある人に対する支援の充実について記載する。
- 個別施策として、「芸術文化活動支援による社会参加等の促進」、「障害を理由とする差別の解消の推進」、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進」などを新たに盛り込む。

4 計画素案の内容

(1) 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現

(2) 計画の基本的考え方

- ① 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします。
- ② 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします。
- ③ 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします。
- ④ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します。
- ⑤ 福祉施設から一般就労への移行を推進します。
- ⑥ 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます。
- ⑦ 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します。

(3) 成果目標の設定と取組施策

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

主な 成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・32年度末までの地域生活移行者数：177人（達成後は297人を追加し、474人） ※「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」において、希望する生活の場について自宅やグループホーム等の地域生活を希望した方の数（177人）を目標として設定。また、同調査において、今いる施設での生活を希望した方のうち、297人については、施策の充実により今後地域での生活を希望する見込みがあることから、上記達成後、目標として追加する。
主な 取組施策	<ul style="list-style-type: none"> ・整備費助成、世話人等確保支援事業の実施等によるグループホーム整備促進 ・地域生活を体験する場の提供 ・地域支援コーディネーター事業の実施 ・障害者差別解消推進条例、手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づく取組を通じた地域における理解の促進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

主な 成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・32年度末までに全ての圏域ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する ※国の基本指針に即して設定。 ・32年度における早期退院率の向上（入院後3か月：69%、6か月：84%、1年：91%） ※国の基本指針及び第4期計画の目標値を踏まえて設定。
主な 取組施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「コア機関チーム」の育成を通じた地域移行・地域定着支援のための体制整備 ・ピアサポーターの育成及び活用による地域移行支援

③ 地域生活支援拠点等の整備

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・32年度末までに各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備する ※国の基本指針に即して設定。
主な取組施策	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域ごとに設置した地域アドバイザーと連携した市町村支援

④ 福祉施設から一般就労への移行等

主な成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・32年度における年間一般就労移行者数：1,422人 ※国の基本指針に即して設定（第4期計画の未達成見込分は含まない。）。 ・31、32年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率：8割 ※国の基本指針に即して設定。
主な取組施策	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業者等の確保及び質の向上 ・企業に対する働きかけ、支援 ・障害者アートを通じた就労の推進 ・農福連携等を通じた工賃水準の向上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等・・・**新規項目**

主な成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・32年度末までに各市町村又は各圏域に児童発達支援センターを少なくとも1つ設置する。 ※国の基本指針に即して設定。 ・30年度末までに県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。 ※国の基本指針に即して設定。
主な取組施策	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実 ・重症心身障害児に対する支援体制の構築 ・心身障害者コロニーの再編整備

(4) 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

主なサービス種別		28年度実績	32年度見込量
①訪問系サービス		468,616 時間/月	571,524 時間/月
②日中活動系サービス	生活介護	272,916 人日/月	294,419 人日/月
	就労移行支援	29,424 人日/月	37,563 人日/月
	就労継続支援A型	107,916 人日/月	129,452 人日/月
③居住系サービス	グループホーム	4,458 人/月	5,827 人/月
	施設入所支援	4,236 人/月	3,992 人/月
④相談支援	計画相談支援	7,232 人/月	9,140 人/月
⑤障害児支援	児童発達支援	35,856 人日/月	60,008 人日/月
	障害児相談支援	1,935 人/月	3,729 人/月

※「28年度実績」は29年3月実績、「32年度見込量」は30年1月現在の中間報告値

(5) 障害福祉サービス等に従事する者の確保・資質向上、障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置

「サービス提供に係る人材の養成」や「サービス提供事業者に対する第三者評価」、「サービス等情報公表制度」などを通じて、障害のある人が身近な地域で適切なサービスを選択し、利用できる体制の整備を図っていく。

(6) 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

「専門性の高い相談支援」や「広域的対応が必要な事業」、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣」など、県の地域生活支援事業の実施に当たっての考え方や量の見込みを設定する。

(7) その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項・・・**新規項目**

「芸術文化活動支援による社会参加等の促進」や「障害を理由とする差別の解消の推進」、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進」などを通じて、障害のある人が身近な地域で安心してサービスを利用できる環境の充実を図っていく。

(8) 計画の推進

成果目標及び活動指標等について、各年度における実績を把握し、障害者施策審議会等に十分な報告を行い、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行う。

さらに、障害者施策審議会等での審議を PDCA サイクルに組み込み、必要に応じて、計画の見直し等の措置を講ずる。